

[019]九州大学産学連携センター一年報 : 19

<https://doi.org/10.15017/1263081>

出版情報 : 九州大学産学連携センター一年報. 19, 2013-11-01. 九州大学産学連携センター
バージョン :
権利関係 :



1 . 1 KASTE C の目標

九州大学産学連携センター（KASTE C）は、その前身である先端科学技術共同研究センターが平成 6 年度に設置されて以来、21 世紀の我が国の社会とりわけ産業・経済を支えるテクノロジー・イノベーションを九州大学より世界に向かって発信すべく、また地域に新たな産業基盤を創成すべく、九州大学と社会とを結ぶ絆として種々の活動を行いつつ今日に至ります。

KASTE C ではこれまで、

- ・産学連携に関する実務ならびに研究・教育を推進する専任教員から成る“リエゾン部門”
- ・技術の人間化というコンセプトに立ちヒューマンインタフェースのあくなき進化とその社会への還元を志向する“デザイン総合部門”
- ・4 つの先端学術領域で産学官連携大型プロジェクト研究を推進する“プロジェクト部門”
- ・上記の三部門の活動を支援する外部有識者からなる“客員部門”
- ・産学連携で得られた基礎研究成果の実用化研究を推進する“連携部門”

の五部門による有機的連携のもと、九州大学の社会貢献活動を活発に展開しています。

また全学的には、学術研究推進支援機構（URA）の重要な担い手として、学外からの技術・経営相談や技術移転機関（TLO）への対応を行うなど、九州大学のリエゾンシステムの窓口として機能しています。さらにリエゾン部門及びデザイン総合部門は、URA を構成している知的財産本部の一員としても活動の場を広げています。

このように時代の要請に応じ歩を進めてきた KASTE C ではありますが、その根幹には不易のものとして「新産業の創成と豊かな地域社会の実現」を基本方針とし、“4 つの目標、12 方策”を掲げ、研究と社会貢献活動に邁進しています。

A 産学官技術移転システムの構築とそれに関する新しい学問領域の創造

- a 1 研究シーズと産業ニーズに関する調査・分析及び技術移転コーディネート
- a 2 研究成果・研究支援などの情報の整備と発信
- a 3 実効的かつ総合的な技術移転システム等の構築に関する研究と人材育成

B 産学官交流による地域社会等への貢献

- b 1 民間企業等との共同研究・受託研究等の推進
- b 2 産学官交流の場の提供と技術シーズの発掘
- b 3 産業ニーズの発掘と産学官連携共同研究プロジェクトのコーディネートの推進

- C 先端的プロジェクト研究による高度な産業技術シーズの創出
 - c 1 産学官の研究者等からなる研究チームの結成
 - c 2 先端研究領域における国内外博士研究員の招聘
 - c 3 横断型プロジェクトの企画と推進

- D 産学連携で得られた基礎研究成果の実用化研究の推進
 - d 1 大学技術シーズ及びマーケット情報の集約
 - d 2 民間資金の導入による実用化研究の推進
 - d 3 特定製品分野の研究・開発拠点の形成

リエゾン部門は上記の「A 産学官技術移転システムの構築とそれに関する新しい学問領域の創造」、デザイン総合部門はデザイン領域における「A 産学官技術移転システムの構築とそれに関する新しい学問領域の創造」及び「C 先端的プロジェクト研究による高度な産業技術シーズの創出」、そしてプロジェクト部門は「C 先端的プロジェクト研究による高度な産業技術シーズの創出」、連携部門は「D 産学連携で得られた基礎研究成果の実用化研究の推進」を目標とし、四部門で協同して「B 産学官交流による地域社会等への貢献」という目標を掲げ、事業に取り組んでいます。

この年報は、平成 24 年度の KASTEC の活動をまとめたもので、上記 A ~ D の目標の基で行った事業報告等を 2 章 ~ 7 章に示しました。

1 . 2 KASTEC の運営方法と組織

九州大学産学連携センター（KASTEC）の運営は、「九州大学産学連携センター規則」に則って行われています。すなわち、全学から選出されたセンター委員によるセンター委員会が最高の意思決定機関となり、センターの管理運営や自己点検評価、教員人事、共同研究等業務の詳細等について審議を行います。

KASTEC は全学的にみて、平成 23 年 3 月までは、ロバート・ファン/アントレプレナーシップ・センター及び関係各部局の連携により構成される九州大学産学連携推進機構（Business Liaison Office ; BLO）の中核的センターとして位置付けられており、リエゾン部門及びデザイン総合部門は、BLO 内に設置されている知的財産本部の重要な一翼を担ってきました。平成 23 年 4 月からは、学術研究の推進支援に関わる研究戦略企画室、知的財産本部、有体物管理センター、学術研究推進部で構成される学術研究推進支援機構（University Research Administration Office ; URA）への統合に伴い、知的財産本部で行う実務業務と KASTEC の役割が明確に切り分けられ、それぞれの活動に邁進しています。

次頁以降に、KASTEC の組織図とセンター委員会の役割を記載します。

KASTEC の組織図



産学連携センター委員会の役割

センター委員会では、次の各号に掲げる事項が審議されます。

- (1) センターの教員人事に関する事。
- (2) 教員の研究業務に係る重要事項に関する事。
- (3) 共同利用に係る業務の重要事項に関する事。
- (4) 研究員等に関する事。
- (5) 研究生等に関する事。
- (6) センター内の諸規則等の制定改廃に関する事。
- (7) センターの自己点検・評価に関する事。
- (8) その他センターの管理運営に関する事。

1 . 3 KASTE C 職員名簿 (平成 24 年度)

センター長 (兼任)

安浦 寛人 (理事・副学長・知的財産本部長)

リエゾン部門

教授谷川 徹
古川 勝彦
谷口 博文
堀尾 容康**助教**

坪内 寛

技術専門職員

阿世知 昌弘

テクニカルスタッフ

江口 昌美 (国際標準化人材育成と大学間ネットワーク担当)

デザイン総合部門

教授包清 博之 (兼任)
湯本 長伯**助教**

松尾 晃成

プロジェクト部門

教授中島 寛 (先端機能デバイス領域)
藤野 茂 (先端機能材料領域)
三浦 則雄 (環境・新エネルギー領域)
服部 励治 (フォトニックシステム領域)**特命教授**

間瀬 淳 (電離気体・レーザー領域)

学術研究員

王 小龍 (電離気体・レーザー領域)
伊藤 直樹 (電離気体・レーザー領域)

テクニカルスタッフ

平川 絵理佳 (環境・新エネルギー領域)

連携部門**特任教授**

溝口 誠 (次世代ワイヤーハーネス領域)
土肥 俊郎 (オプト・エレクトロニクス機能材料領域)

特任准教授

大背戸 豊 (次世代機能材料創製領域)
松野 亮介 (ソフトメカニクス 領域)

特任助教

佐藤 雅紀 (ソフトメカニクス 領域)
高嶋 淳 (ソフトメカニクス 領域)

学術研究員

小野 文靖 (次世代機能材料創製領域)
鳥原 英嗣 (ソフトメカニクス 領域)
山崎 努 (オプト・エレクトロニクス機能材料領域)
レ ティンゴ レン (オプト・エレクトロニクス機能材料領域)
遠藤 浩 (オプト・エレクトロニクス機能材料領域)
會田 英雄 (オプト・エレクトロニクス機能材料領域)

テクニカルスタッフ

谷口 真規子 (次世代機能材料創製領域)
一丸 恵子 (次世代機能材料創製領域)
河野 博之 (オプト・エレクトロニクス機能材料領域)
大坪 正徳 (オプト・エレクトロニクス機能材料領域)
松永 洋子 (オプト・エレクトロニクス機能材料領域)
瀬下 清 (オプト・エレクトロニクス機能材料領域)
紀 文勇 (オプト・エレクトロニクス機能材料領域)
塚本 敬一 (オプト・エレクトロニクス機能材料領域)

客員教授

リエゾン部門

- 岩城 裕一 (南カリフォルニア大学 医学部 教授)
大津留 榮佐久 ((財)福岡県産業・科学技術振興財団 システム L S I 推進プロ
デューサー 兼 福岡次世代社会システム創出推進拠点プロジェクト
ディレクター)
此本 臣吾 ((株)野村総合研究所 常務執行役員)
小林 正典 ((株)三井造船 昭島研究所 顧問)
坂口 敬司 ((株)シェルフアソシエイツ 代表取締役)
坂田 一郎 (東京大学政策ビジョン研究センター 兼 工学系研究科教授)
坂本 剛 ((株)産学連携機構九州 代表取締役社長)
妹尾 堅一郎 (特定非営利活動法人 産学連携推進機構 理事長、一橋大学大学院
商学研究科(MBA) 客員教授)
曹 兆敏 (上海交通大学 科学技術研究院 副院長)
波多野 徹 ((株)産学連携機構九州 総合研究部門長)
藤井 清孝 (ベタープレイス・ジャパン(株) 代表取締役社長、オリンパス(株)
取締役)
柳 謙一 (九州大学 元教授)

デザイン総合部門

- 秋重 邦和 (大日本印刷(株) 常務取締役)
内田 篤呉 (MOA美術館 理事 副館長 美術博士)
佐貫 利雄 (帝京大学 名誉教授)
徳永 哲 ((株)エスティ環境設計研究所 代表取締役・所長 ランドスケープ
アーキテクト)
村上 晶子 (村上晶子アトリエ 代表、明星大学 理工学部 教授)
山岡 嘉彌 ((株)山岡嘉彌デザイン事務所 代表取締役)

プロジェクト部門

- 泉 順 (吸着技術工業(株) 代表取締役社長)
近藤 克巳 (シャープ(株) 研究開発本部 材料・デバイス技術研究所 所長)
新見 暁 (マルチ・シナジーネットワーク(株) 代表取締役社長)
手塚 勉 ((独)産業技術総合研究所 連携研究体 グリーン・ナノエレクトロ
ニクスセンター グループリーダー)

連携部門

- 橋本 和信 (東海ゴム工業(株) 新事業開発研究所 S R 研究室 室長)
渡邊 久幸 (日産化学工業(株) 物質科学研究所 材料研究部 部長)

客員准教授

連携部門

- 市川 大造 (不二越機械工業(株) 代表取締役専務)

九州大学産学連携センター規則

平成16年度九大規則第45号
施行：平成16年4月1日
最終改正：平成23年4月1日

(趣旨)

第1条 この規則は、九州大学学則（平成16年度九大規則第1号。以下「学則」という。）第13条第2項の規定に基づき、産学連携センター（以下「センター」という。）の内部組織その他必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 センターは、九州大学（以下「本学」という。）と産業界等との研究協力及び学術交流を推進し、先端科学技術の振興を図るとともに、地域社会への貢献に資することを目的とする。

(業務)

第3条 センターは、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 本学と民間等との共同研究及び受託研究の企画及び実施に関すること。
- (2) 先端科学技術分野における本学と産業界等とのプロジェクト研究の企画及び実施に関すること。
- (3) 産業界等の技術者に対する高度技術教育の実施及び協力に関すること。
- (4) デザイン分野における産業振興と地域・生活環境の向上に関すること。
- (5) 産業界等に対する本学の学術研究情報の提供に関すること。
- (6) 民間機関等からの技術相談に関すること。
- (7) その他本学と産業界等との研究協力及び学術交流の推進に関すること。

(センター長)

第4条 学則第26条の規定により、センターに、センター長を置く。

- 2 センター長は、理事、副学長及び総長特別補佐のうちから総長が指名する者をもって充てる。

(副センター長)

第5条 学則第26条の規定により、センターに、副センター長若干人を置く。

- 2 副センター長は、本学の教授のうちから、次条に規定するセンター委員会の推薦により、総長が任命する。
- 3 副センター長の任期は、2年とする。ただし、欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 副センター長は、再任されることができる。

(センター委員会)

第6条 学則第39条の規定により、センターに、センターの重要事項を審議するため、センター委員会を置く。

- 2 センター委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) センターの教員人事に関すること。
- (2) 教員の研究業務に係る重要事項に関すること。
- (3) 共同利用に係る業務の重要事項に関すること。
- (4) 研究員等に関すること。
- (5) 研究生等に関すること。
- (6) センター内の諸規則等の制定改廃に関すること。
- (7) センターの自己点検・評価に関すること。
- (8) その他センターの管理運営に関すること。

- 3 前項第1号に掲げる事項のうち、教員の選考のための資格審査については、センターに設置する教員選考委員会において行うものとする。

第7条 センター委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) センター長及び副センター長
- (2) センターの専任の教授（副センター長の職にある者を除く。）
- (3) 比較社会文化研究院、人間環境学研究院、理学研究院、医学研究院、歯学研究院、薬学研究院、工学研究院、芸術工学研究院、システム情報科学研究院、総合理工学研究院、農学研究院、応用力学研究所、先導物質化学研究所及び生体防御医学研究所の教授のうちから選ばれた者 各1人
- (4) 人文科学研究院、法学研究院及び経済学研究院の教授のうちから選ばれた者 1人
- (5) 数理学研究院及びマス・フォア・インダストリ研究所の教授のうちから選ばれた者 1人
- (6) 筑紫地区事務部長
- (7) その他センター委員会が必要と認めた者

2 前項第3号から第5号まで及び第7号に掲げる委員の任期は、2年とする。ただし、委員に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

3 前項の委員は、再任されることができる。

第8条 センター委員会に委員長を置き、センター長をもって充てる。

2 委員長は、センター委員会を主宰する。

第9条 センター委員会は、委員の2分の1以上が出席しなければ、議事を開き、議決することができない。

2 センター委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

3 センター委員会が必要と認めたときは、センター委員会に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

（専門委員会）

第10条 センター委員会に専門的事項を審議するため、必要に応じて、専門委員会を置くことができる。

（客員研究員）

第11条 センターに、客員研究員を置くことができる。

2 客員研究員は、センター委員会の推薦により、総長が任命する。

（事務）

第12条 センターに関する事務は、当分の間、芸術工学部事務部の協力を得て、筑紫地区事務部において処理する。

（雑則）

第13条 この規則に定めるもののほか、センターの運営に関し必要な事項は、センター委員会の議を経て、センター長が定める。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成18年度九大規則第59号）

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成22年度九大規則第18号）

この規則は、平成22年10月1日から施行する。

附 則（平成22年度九大規則第132号）

1 この規則は、平成23年4月1日から施行する。

2 この規則施行の際現にこの規則による改正前の九州大学産学連携センター規則（以下「旧規則」という。）第7条第1項第3号の規定に基づき、センター委員会の委員として数理学研究院から選ばれた者は、この規則による改正後の九州大学産学連携センター規則第7条第1項第5号の規定に基づき選ばれたものとみなし、その任期は、旧規則による当該委員として在任した期間を控除した期間とする。